

2025年7月7日

各 位

会 社 名 フィットイージー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 國江 仙嗣
(コード番号: 212A 東証スタンダード・名証メイン)
問 合 せ 先 常務取締役経営管理本部長 藤原 祐次
TEL.058-215-8744

岐阜県揖斐郡揖斐川町との特定保健指導対象者の施設利用及び
同町による一部費用負担に関する契約締結のお知らせ

当社は、岐阜県揖斐郡揖斐川町（以下、揖斐川町）と、地域住民の健康づくりを促進することを目的とした「施設利用基本契約」（以下、本契約）を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

本契約に基づき、特定保健指導の対象となる方の当社施設の利用料を揖斐川町が一部負担し、運動機会を提供します。

記

1. 契約に至った背景

揖斐川町では、地域住民の健康増進を重要な施策として掲げており、特定健診・特定保健指導の推進に力を入れています。このような背景のもと、当社が培ってきたフィットネス施設の運営ノウハウと実績が、揖斐川町の目指す健康増進施策と合致し、今回の契約締結に至りました。

当社は、地域に根差した健康増進への貢献を重視しており、本契約を通じて、当社の専門性とアミューズメントフィットネスクラブとしての独自性、揖斐川町の取り組みとの連携を図り、より効果的な健康増進活動を展開してまいります。

2. 契約の概要

■契約の目的

揖斐川町が実施する住民の健康増進施策に関連し、揖斐川町が実施する揖斐川町国保特定健診において、特定保健指導の対象となった方に対し、当社が運営する施設の利用機会を提供することで、健康的な生活習慣の定着と運動習慣の確立を支援することを目的とします。

■対象者

揖斐川町が実施する揖斐川町国保特定健診において、「動機付け支援」または「積極的支援」に該当する方のうち、特定保健指導の初回面談で施設利用を希望する方を対象とします。

■契約の内容

特定保健指導の初回面談で当社の施設利用を希望された方に対し、3か月間、施設を利用する権利を揖斐川町が付与します。また、施設利用に伴う費用を、揖斐川町が一部負担します。利用者は、全国の当社施設を利用することができます。

3. 今後の取り組みについて

特定保健指導の対象者に対し、当社の施設を利用する機会を提供することで、運動習慣の定着をサポートいたします。

当社はアミューズメントフィットネスクラブとして、「楽しみながら健康になれる、楽しみながら目標達成できる」というコンセプトのもと、従来のフィットネスクラブにはない多様なアミューズメントサービスを導入しております。利用者にとって「自宅でもない、職場でもない第3の場所（サードプレイス）」となる、日常の中で気軽に立ち寄ることができ、運動のみならず、リラックスや集中、自己実現を図ることができる空間を提供していることから、運動が苦手な方や単調な運動に飽きやすい方でも、飽きずに楽しみながら体を動かすことが可能です。

これにより、対象者の特定保健指導における目標達成を具体的に支援し、生活習慣病の改善や重症化予防に貢献します。地域住民全体の健康寿命の延伸に繋がり、将来的には医療費の抑制にも貢献することを目指してまいります。

本契約を通じて、地域住民の健康増進を支援し、揖斐川町における健康的な社会の実現に貢献してまいります。

以上